

特別定額給付金を支給します！

特別定額給付金(1人あたり10万円)の受け付けを、3密を避けるため①郵送申請、②マイナンバーカードを利用したオンライン申請で行っています。

忘れずにお手続きください。

■問／市特別定額給付金コールセンター
☎0120-03-9292

市ホームページ



総務省ホームページ



申請方法

①郵送申請 ※5月13日(水)に全世帯に申請書を発送しました。

受付期間	5月14日(木)～8月13日(木)
申請方法	申請書を同封の返信用封筒で返送
必要なもの	申請書、本人確認書類、通帳など口座名義人・口座番号が分かる部分のコピー
振り込み日	5月20日(水)以降随時

②オンライン申請

受付期間	5月1日(金)～8月13日(木)
申請方法	マイナポータル画面から申請
必要なもの	受給権者(世帯主)のマイナンバーカード、振込先の口座番号
振り込み日	5月13日(水)以降随時

よくあるご質問

- Q1 高齢者世帯などで内容の認識や申請が困難な方の対応は？
A1 地域包括支援センターなどのご協力をいただいて、一人でも多くの方々が申請できるようにしています。
- Q2 申請書が届きません。
A2 再発行手続きを取りますのでご連絡ください。
- Q3 特別定額給付金は収入扱いになりますか？
A3 本給付金は非課税ですので、収入扱いにはなりません。
- Q4 外国人にも給付されますか？
A4 基準日(令和2年4月27日)現在で住民基本台帳に登録されている方に給付されます。
なお、外国人のうち、短期滞在者と不法滞在者は住民基本台帳に登録されていないため、給付されません。

新型コロナウイルス感染症についてのお知らせ

次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」(0120-567-747)にご相談ください。

- ・息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱などの強い症状のいずれかがある場合
- ・高齢者、糖尿病や心不全などの基礎疾患などがある方、妊娠中の方で、発熱やせきなどの比較的軽い風邪の症状がある場合
- ・上記以外の方で、発熱やせきなど比較的軽い風邪の症状が続く場合(症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。)